

令和8年度 八千浦中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本方針は、人権尊重の理念及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、八千浦中学校の全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」の根絶を目的に策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本方針

(1) いじめ防止等に向けた基本的な考え方

① 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

② いじめの定義（平成25年度から）

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係※1にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしゃやかいかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNSや携等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（※1～※3は、国の基本方針による）

③ 学校及び教職員の責務

いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通して、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、基本方針に対する教職員の共通理解を図るとともに、いじめ防止に対する意識の啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 学校、保護者、地域の連携を強化するとともに、本校のいじめ防止等の取組についての理解と協力を働き掛けるためにホームページや学校だよりに掲載し、また、入学時や年度開始時に生徒、保護者、学校運営協議会等の関係機関に説明する。

2 いじめ防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 道徳教育、人権教育、同和教育、子どもの権利学習を含めた教育活動全体を通して他者への思いやりや心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規範意識と人間関係能力を高める。
- イ 学級活動や体験活動との関連を図りながら、生徒の自己有用感と自己肯定感を高める。
- ウ 生徒が自主的にいじめ防止について取り組む生徒会活動の充実を図る。
- エ 生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、インターネットの不適切な使用による危険性等の情報モラル教育の推進を図る。
- オ いじめ防止の取組や生徒にかかわる情報を共有したり連携した指導を行ったりするため、八千浦小学校との連携を図る。
- カ 保護者には、我が子の前で他の生徒を批判するといったいじめを誘発・助長する可能性があるような言動をしないようお願いするなど、家庭との連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

- ア いじめの早期発見のために、在籍する生徒に対する定期的な調査等を実施する。
 - ・生徒対象の学校生活アンケートを毎月末に実施する。
 - ・生徒対象の教育相談を毎学期実施する。
 - ・保護者対象の学校評価アンケートを2回実施する。
- イ 生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができる相談窓口の設置と周知を図る。
 - ※相談窓口の例
 - 「24時間子どもSOSダイヤル」「新潟県いじめ相談電話」
 - 「新潟県いじめ相談メール」「いじめ対策ポータル」「新潟県LINE相談」
- ウ 教職員のいじめの早期発見に係る資質向上を図るための研修を年間計画に位置付けて実施する。
- エ 生徒指導部会を毎週実施し、生徒の様子について話し合う場面を設ける。

(2) 本校におけるいじめ防止における組織の設置

① 設置する組織

- 法第22条を受け、本校にいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「組織」という）として、「いじめ・不登校等対策部会」（校内では「生徒指導部会」とする）を置く。

② 組織の構成員

本組織の構成員は、校長（教頭）の監督・指導のもと、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

③ 会議の開催

会議は定例会を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

④ 組織の果たす役割

本組織が、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。また、以下の役割を果たす。

- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報の収集・記録・共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった際は緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者・関係機関との連携等、組織的対応の中核となる。

(3) いじめ発生時の措置

① いじめに係る相談を受けた場合は、組織で情報確認手段を検討し、速やかに事実確認を行う。

② いじめの発生が確認できた場合、組織に当該学年主任、当該学級担任、特別支援教育コーディネーター等を加え、次ページのフローチャートにしたがい、情報を基に対処策を協議し、教職員の役割分担を含む【対処プラン】を策定し、全教職員の共通理解を図る。

③ 発生したいじめに対しては、その解消まで以下の取組を継続して行う。

ア いじめをやめさせるとともに、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

イ いじめを受けた生徒の心理的不安や自尊感情への配慮を図りながら、生徒を確実に見守り保護する。必要に応じ、別室の確保や関係機関の支援を受ける。

ウ いじめを受けた生徒の家庭を訪問し、保護者に謝罪するとともに事実関係と当面の対応を説明し、解消に向けた学校との連携についての保護者の意思を確認する。

エ いじめを行った生徒に、人格の成長を旨とし、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない指導と保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。

オ いじめを見ていた生徒（おもしろがって見ている「観衆」と見て見ぬふりをする「傍観者」）に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても誰かに知らせよう勇気をもつよう指導する。

カ いじめに関係する保護者に対して、必要な情報と学校の対応を説明する。

キ その他の生徒に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において、関係する生徒・保護者のプライバシーの保護に配慮しながら、当該事案の説明と指導を行う。また、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることがないように指導する。

ク いじめに関係した生徒と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。

ケ いじめのあった学級には、多くの教職員が関わり、学級内の人間関係や雰囲気が悪くならないように、様子を観察したり生徒の声に耳を傾けたりする。

コ 早期解決を図るため、JAST、すこやかなくらし包括支援センター等の行政機関、児童相談所、警察署等と連携をして対応する。

コ いじめが「解消している」状態とは、《1》少なくとも3か月以上心理的または物理的な影響が止んでいる状態であること、《2》いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つを満たす必要がある。被害の状況によっては、この《1》《2》にかかわらず、長期の期間を設定する。

(4) 対応の基本フローチャート



発見した教職員、情報を得た教職員

即時報告↓

被害生徒の当該学年主任

※ 即時、学年部で事実確認

即時報告↓ ↓ 確認結果の報告

生徒指導主事

即時報告
← 指示

→ 《重大事態》
市教委へ速報

← 市教委からの
指導・助言

↓

↓ 重大事態の場合

- ①学級担任・学年部職員による被害生徒・加害生徒への詳細な事実の確認
 - ②生徒指導主事を交えての情報の共有
 - ↓
 - ③「生徒指導部会」による事実確認、情報共有、対応の協議、【対処プラン】の策定
- ※内容に応じ、いきなり③からの対応もあることに留意

市教委からの指導・助言を受けた組織による対応

報告

← 指示

報告

← 指示

全教職員での情報の共有

校長

教頭

↓

被害生徒、加害生徒保護者への連絡、対応の説明
(※家庭訪問にて：学級担任・学年主任)

↓

加害生徒への指導会の実施

助言 ←

生徒指導主事

→市教委への報告
(月例を含む)

↓

被害生徒に対する謝罪の会の実施

↓

傍観していた生徒を含めた学級指導・学年指導・全校指導の実施

助言 ← 実施

↓

再発防止に向けた継続的な見守りと声かけ、定期的な情報交換 (いじめが解消している状態まで継続)

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合をいう。
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・精神性疾患を発症した場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 など
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められた場合をいう。

※相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合等、日数だけでなく個々の状況等を十分把握した上で判断する。
- ③ その他、組織が重大事態と判断する場合とする。

(2) 重大事態発生時の対処

- ① 校長は、重大事態が発生した旨（初期調査）を教育委員会に速やかに報告し、その事案の調査主体等について指導・助言を受ける。

【初期調査】

- 1 いつ（いつ頃から）
- 2 だれから行われ
- 3 どのような態様であったか
- 4 いじめを生んだ背景・自浄や生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 5 教職員がどのように対応したか

- ② 本校が調査主体となった場合は、以下の対応をとる。
 - ア 当該事案の性質に応じて、組織に専門家を加え、調査体制を強化する。
 - イ 組織による、事実関係を明確にするための調査を速やかに実施する。
 - ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - オ 教育委員会の指導・助言を受けながら、必要な措置をとる。
 - カ 報道機関への対応が必要になった場合は、教頭が窓口となり対応する。
- ③ 教育委員会・警察等が調査主体となった場合の対応
 - ・ 調査主体の調査に必要な資料の提出、部屋の提供等、調査に協力する。

(3) その他

生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事案が発生したものとして報告・調査に当たる。

4 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの未然防止の取組に関すること

5 いじめ防止等のための年間計画

- <通年> ○企画委員会（毎週実施）や職員会議（毎月実施）での情報交換
 ○生徒指導部会（いじめ・不登校等対策部会）の開催（毎週実施）
 ○学校生活アンケート（毎月末実施）

月	早期発見のための取組	未然防止のための取組
4	・生徒情報交換（毎週） ・月末アンケート（毎月）	・学校生活オリエンテーション
5	・教育相談①	・体育祭
6	・	
7		・校内球技大会
8		
9		
10		・絆遠足 ・八千浦フェスティバル
11	・教育相談②	・いじめ見逃しゼロスクール集会
12		・校内球技大会
1		
2		
3		・新入生情報交換会